

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 生活福祉資金貸付調査委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第34条の規定に基づき制定する。

(目 的)

第2条 本会は、社協会長の諮問に応じ、生活福祉資金の貸付に関して、次の各号に掲げる事項を調査、審議し、会長に意見を具申することを目的とする。

- (1) 借入申込書、借入申込者指導計画書の内容に関する事。
- (2) 貸付後の指導及び貸付金の償還に関する事。
- (3) 延滞利子の免除、償還金の支払い猶予及び支払い免除、貸付の停止等貸付け後の変更申請に関する事。
- (4) その他、会長が必要と認め附議した事項。

(組 織)

第3条 委員会は、五城目町社会福祉協議会委員会規程（昭和63年6月1日施行）に基づくものとする。

(庶 務)

第4条 運営委員会の庶務は、五城目町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。